

門川町立草川小学校いじめ防止基本方針【改訂版】

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネット掲示板での誹謗中傷など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、陰湿化する状況にある。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」や「門川町いじめ防止基本方針」が策定されたことに基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「門川町立草川小学校いじめ防止基本方針」と定め、組織的・継続的にいじめ防止に取り組んできた。

平成29年8月の「県の基本方針」及び「門川町いじめ防止基本方針」の見直しを受けて、「門川町立草川小学校いじめ防止基本方針【改訂版】」を改訂し、全職員で基本方針の趣旨や内容を共通理解し、今後ますます毅然とした態度で、徹底していじめ防止、いじめの根絶にあたるものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（資料1）を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やスポーツ少年団等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないうちで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の

児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報共有することは必要となる。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめ防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかり守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃、いじめゼロを目指す。

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考え。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自尊感情や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指していく。

- 根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・家庭・地域が一体となった継続的な取組が必要である。

- 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を、発達段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。(資料2)
- すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活・学級生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することである。

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。
- いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。
- 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。また、把握した状況については、学校と情報を共有していくことが重要である。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図り、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行うことが重要である。また、いじめの解決に向けて特定の職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応していく。

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応が必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携も図っていく。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を推進していく。

- PTA や学校評議員、民生児童委員、見守りネットワーク等と学校関係者が、いじめの問題を含み児童の生活の様子等を協議する機会を設ける。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校がいじめる児童に対して指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、下記にあげる関係機関との連携を図る必要がある。

- ・ 警察
- ・ 児童相談所
- ・ 医療機関
- ・ 法務局 等

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に確実にを行うため、校内において「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、毎月1回の定例会を開き、すべての学校職員で情報の共有や指導の共通理解を図る。なお、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。また、学期1回をめぐりに「いじめ防止連絡協議会」を開き、家庭、地域、学校間で情報の共有を行う。

【「いじめ・不登校対策委員会」の構成員】・・・全職員

【活動】

- いじめ防止基本方針の作成・見直し
- いじめ防止にかかる年間計画の作成（資料2）
- いじめ防止に関する校内研修会の企画・立案
- いじめに関する調査結果・報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応策の決定
- 配慮が必要な児童への支援策の決定

【「いじめ防止連絡協議会」の構成員】・・・資料1参照

【活動】

- いじめ防止基本方針及び年間計画の確認
- 情報交換
- 活動方針の協議
- 配慮事項の確認

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設定する。

- ・各地区登校班による朝の集団登校の実施
- ・各学級の朝の会、帰りの会での「いいとこさがし、ありがとう！」（仮称）での話合い活動の実施
- ・縦割り清掃の実施
- ・委員会活動を通しての自尊感情・有用感を味わわせる活動の実施
- ・クラブ活動を通しての自治的・自律的な活動の体験
- ・ボランティア活動の推進

② 教職員が主体となった活動

ア 一人一人の児童の実態に応じたわかる楽しい授業づくりの展開

- ・きちんとした姿勢「立腰」を鍛え、学習の構えや基本的な学習習慣を徹底指導する。
- ・わかる・できる授業を展開し、児童の学習意欲を引き出す。
- ・かどがわ5段階授業モデルを活用し、問題解決的な学習を展開する。
- ・児童一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行い、基礎学力の定着を図る。
- ・かどがわ学びのサイクルを家庭と連携して推進する。

イ 生徒指導の三機能を生かした授業・学級経営の展開

- ・生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場）の視点に立って授業づくりを推進する。
- ・学級づくり、学級経営の充実が子どもの学ぶ意欲を高めるという考えに立って、仲間づくり

＝人権教育の視点に立って授業づくりや学級経営・児童理解を行う。

- ・まずは「傾聴」に心掛ける。子どもの話を聞くことに徹し、聞き上手な教師となり、積極的に児童の輪の中に入るようにする。
- ・児童のよいところや伸びたところを具体的に示して褒め、励ましていく。
- ・「傾聴」「受容」「共感」「支持」というサイクルで児童理解を推進し、教育相談的手法を生かした学級経営を推進する。
- ・保護者に児童のよいところや伸びたところ、頑張ったことを「具体的に」伝え、それを継続し、保護者と連携した取組を推進する。

ウ 道徳教育の充実

- ・学校の全教育活動を通して道徳教育の充実に努め、豊かな心を育成する。
- ・道徳科においては、答えが一つではない道徳的課題を児童一人一人が個々の問題として捉え、「考える道徳」「議論する道徳」を展開できるように、道徳的諸価値について理解させ、自己を見つめたり物事を多面的・多角的に考えたりして、自己の生き方についての考えを深める学習を行う。

エ いじめは絶対に許さないという人権感覚の育成

- ・人権教育を充実させ、人権感覚を児童に身につけさせる取組を学校全体の教育活動に位置づける。
- ・教科や特別活動等の中で、命の尊さや、ともに生きるという人間尊重の精神を意識した視点で日常の授業を実践する。
- ・カウンセリング能力等の向上のための校内研修を実施する。

オ 教育相談の充実

- ・日常的に児童が先生に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談や児童の実態に応じた積極的な教育相談を随時実施する。(資料3)

カ 家庭・地域ぐるみのいじめ防止の取組の推進

- ・いじめ防止への取組を保護者や地域と連携して推進する。
- ・PTA総会でいじめ防止の取組について学校の方針を説明する。
- ・「いじめのサイン」を家庭に周知し、気になることがあるときは家庭、学校間で情報を共有できるように相談窓口を設置する。(資料4)
- ・学校便り、校長室便り、学年通信、学級通信を活用したいじめ防止の取組を報告する。
- ・オープンスクール、参観日等で、いつでも学校を公開する。

3 いじめの早期発見

- (1) いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
 - 児童の発する具体的なサインの作成と共有 (資料5)
- (2) 定期的に教育相談週間を設定し、児童が相談しやすい雰囲気づくりを日頃から醸成することを目指す。
 - 教育相談週間の設定 (毎月)
 - いじめの相談窓口の周知
まずは、どの先生でも真剣に受けとめ、児童が一番話しやすい先生に相談することができることを周知する。
- (3) いじめの事実がないかどうかについて、全児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
 - 毎月の教育相談週間で、いじめについてのアンケートを実施し、いじめの早期発見と迅速な対応・解決にあたる。(資料6)

- (4) いじめ・不登校対策委員会において、教育相談やアンケート調査の結果の他、各学級担任等のもっているいじめにつながると考えられる情報を収集し、教職員間で共有を図る。
 - 終礼や職員会議でのいじめ情報を全教職員で共有
 - 学級編制時や進級時において、確実な引き継ぎの実施
 - 過去のこれまでのいじめ事例の事実について蓄積を図っていき、緊急時に活用
- (5) いじめ防止連絡協議会において、学校が行ったアンケート調査結果やその他の情報等について報告し、地域や関係者等との共有を図る。
 - アンケート結果や日常の様子等について報告
 - 地域や関係者から見た児童の様子等について報告
 - 気になる児童について情報を共有し、今後の見守りや連絡体制について確認

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - ① 教職員は、「これぐらいは・・・」という感覚をなくし、その時、その場でいじめの行為をすぐに止めさせる。見て見ぬ振りとは絶対にしない。毅然とした態度で指導する。
 - ② いじめられている児童や教えてくれた（通報した）児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - ③ いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに報告する。
- (2) 情報の共有
 - 連絡を受けて、校長がいじめを認知した場合、臨時の職員会を開き、全教職員で情報の共有化を図る。
- (3) 事実関係についての調査
 - ① 速やかに全職員を集め、いじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。また、必要に応じて、いじめ防止連絡協議会を緊急に開催する。
 - ② 調査の時点で、重大事態であると判断される場合は、校長が直ちに門川町教育委員会へ報告する。
 - ③ 児童及び教職員の聴き取りにあたっては、いじめ・不登校対策委員会での協議のもと、児童が一番話しやすいよう担当する職員を校長が選任し、必ず複数の教職員で行う。
 - ④ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を実施する。この場合に、調査で得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- (4) 解決に向けた指導及び支援
 - ① 専門的な支援などが必要な場合には、門川町教育委員会、北部教育事務所及び警察署等の関係機関と相談する。
 - ② 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - ③ 指導及び支援方針の変更が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定する。
 - ④ 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会で、指導及び支援の方針を決定する。
 - ⑤ いじめ・不登校対策委員会は、関係する学級・学年と連携しながら、組織的な対応に努める。
 - ⑥ 必要に応じて、いじめ防止連絡協議会において指導及び支援の方針を共通理解する。
 - ⑦ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点（次ページ）に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

(1) いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという立場で、継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。

- 今後の対策について、共に考える。
- 安心できる活動の場を設定し、認め励ます。
- 傾聴・受容・共感で温かい人間関係をつくる。

(2) いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は、該当児童を真剣に守り全力を尽くすという決意をしっかりと伝え、少しでも安心感が与えられるようにする。

- じっくりと保護者の話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯理解する。
- 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

いじめた児童への指導またはその保護者への支援

(1) いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度でいじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。 ○いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。 ○今後の生き方について考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

(2) いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し丁寧に説明する。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の今後の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

(3) 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立・公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず相手や学校に対する不信の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- 勇気をもって「いじめはだめだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 人ごとではなく、自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努め、人権感覚を育成する。
- いじめは人権問題であり、差別の問題であることを認識させる。
- 自尊感情、自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

⑧ 関係機関への報告

- ア 校長は門川町教育委員会への報告を速やかに行う。また、北部教育事務所へも報告する。
- イ 生命や身体、財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合、所轄警察署へ通報し警察署と連携して対応する。

⑨ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

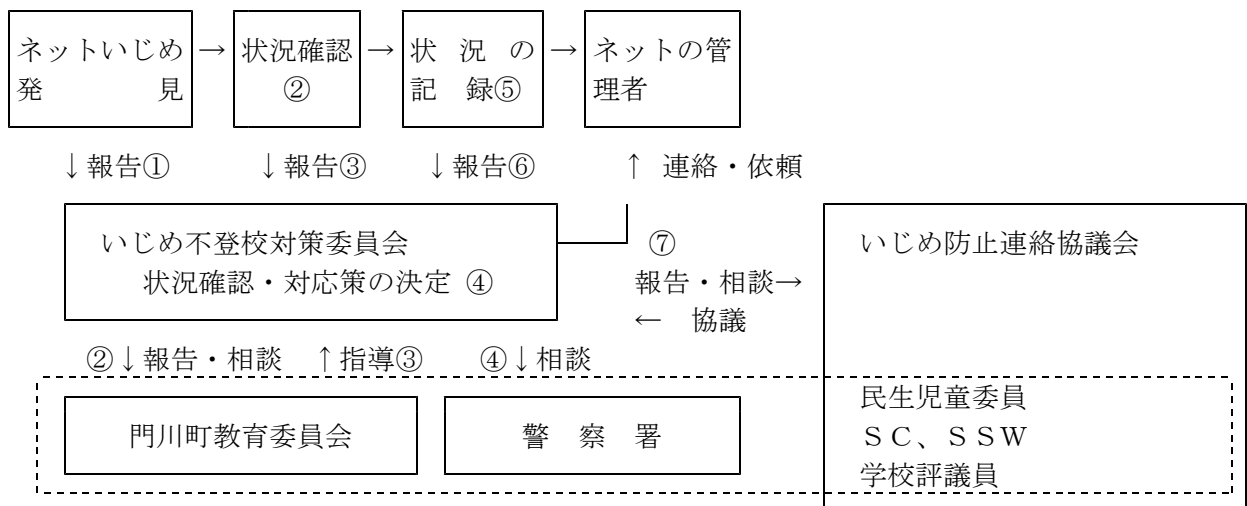
文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為であり人権の侵害となる。

(2) ネットいじめの予防

- 児童のインターネットの環境や使用状況についての調査を実施し、実態を把握し、指導・啓発に生かしていく。
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。啓発についてはPTA専門部と連携して行う。
- 教科、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実、基本的人権の尊重、人間尊重の考え方についての学びを深める。
- 児童を対象とした講話などで、ネット社会についての講話を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修会、PTA活動中での研修会等を実施する。

(3) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの実態把握に努める。
- 不当な書き込みなどを発見したときは、次の手順により対処する。



6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認識した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による緊急対策会を開き指導方針を決定する。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修やスクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的な体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 家庭や地域との連携

保護者や地域の様々な人々が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、見守りネットワーク、各地区敬老会等との地域連携促進や学校関係者評価委員会等で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制をつくる。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 門川町教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合は、学校は毅然として対応を要請
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- ・民生児童委員との連携
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 重大事態への対処

(1) いじめの事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が門川町教育委員会に報告するとともに、町長に報告し、指導を受けて対応していく。

① 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

③ 児童又は保護者からの申立てがあった場合

- ・学校が把握していない極めて重要な情報であることから、調査をしないまま、重大事態ではないと断言しない。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施に当たっては、学校内に設置しているいじめ不登校対策委員会を母体として以下の点に留意して行う。

① 調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的かつ明確にするために行う。

② 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

③ 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでは

なく、学校（及び教育委員会）が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ④ 当該調査を実りあるものにするために、たとえ学校（及び教育委員会）に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で調査を行う。
- ⑤ 学校は、教育委員会の附属機関等に対して、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじながら主体的に再発防止に取り組む。

【いじめられた児童から聴き取りが可能な場合】

- いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- 町教育委員会が設置した附属機関の専門的な助言等をもとに、積極的に指導及び支援を行う。

【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】

- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

【自殺の背景調査における留意事項】

- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。
 - ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識した上で、その要望や意見を慎重かつ丁寧に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うよう留意する。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。調査に当たっては、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
 - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。なお、分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報の提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといってトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童への尊厳の保持や遺族の心情に配慮すること、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要である。

(3) その他、以下の点に留意する。

- ① 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、その結果、学校において重大事態と判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。
- ② 事案の重大性を踏まえ、必要かつやむを得ないには緊急避難措置として他の学校への転学等の措置を行うことができるよう町教育委員会と連携を図る。
- ③ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(4) 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任を有する。

- ① 調査により明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法で説明する。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ③ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針を見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針については、ホームページ上で公表する。